

■届出の取扱い区分表

対象工事、作業等	届出区分		参照法令
	占用変更届	作業届	
【工期の変更】※占用期間が変わらないもの ・ 近隣住民等の調整による工事完了の遅延 ・ 他工事との調整による舗装復旧等の工事完了の遅延 →許可を受けた占用期間を越えるものは32条の許可を受けること	●		道路法32条3項 (軽易な変更)
【占用物の変更】※設置条件が変わらないもの ・ 占用物の位置の変更 ・ 占用物の軽微な変更 →上記を原則として個別に確認を受けたうえ届出ること	●		道路法32条3項 (軽易な変更)
【占用物の維持補修】※規格・数量が変わらないもの ・ 架空線の張替え、変圧器の取替え ・ 地下ケーブルの入替え ・ 人孔内での埋設管の点検 ・ マンホールの嵩高調整、蓋の取替え ・ 広告看板の板面取替え ・ 照明灯の灯具等の取替え →掘削等を伴う工事は32条の許可を受けること 電柱・電話柱等の建替え、埋設管の敷設替え等		●	道路交通法77条 (道路使用協議)
【道路上での軽作業】※道路の掘削等を行わないもの ・ 地域の祭事等による一時占用 ・ 民地内工事に係る生コン車、クレーン車等による一時占用 ・ 側溝、舗装の保護のための敷鉄板等で通行の支障がないもの →仮設足場等で通行の支障となるものは32条の許可を受けること		●	道路交通法77条 (道路使用協議)
【緊急工事】 ・ 水道、下水、ガス等の漏洩復旧 ・ 電気、電話等の故障復旧 ・ 事故等による安全対策、応急復旧等 →緊急性があり許可を受ける時間的余裕のないものに限る		●	道路交通法77条 (道路使用協議)
【備考】 ※占用変更届：道路法32条3項にかかる道路法施行令8条の軽易な変更に該当するもの →占用許可を受けた未完了物件の許可を要さない計画変更 ※作 業 届：道路法32条の許可、24条の承認を要さないもの 道路交通法77条による道路使用の許可を要するもの →道路の掘削等を伴わない占用物の維持補修等の作業、道路上での作業等			